

公益財団法人大分県自治人材育成センターの概要

公益財団法人 大分県自治人材育成センター

目的

大分県内における自治体職員の人材育成に関する事業を行い、自治体職員の資質の向上及び公務能率の向上を図ることにより地方自治の振興を促進し、もって住民福祉の増進と地域の発展に寄与することを目的とする。

評議員会

法人運営における重要事項の意思決定

- ・評議員、理事及び監事の選任・解任
- ・会長及び常務理事の候補者の選出
- ・決算の承認
- ・定款の変更

構成 5人以内 <任期4年>

- 1名…大分県副知事
- 4名…市町村長(代表4名)

議事の定足数は過半数。代理出席は認められない。

【理事会も同様】

(個人的な意見、能力を信頼されて選任された者で、その意見、能力等を発揮しつつ、相互に十分な討議を行うことにより適正な決定を行うことを期待)

年1回開催
(6月)

理事会

業務執行の決定

- ・会長及び常務理事の選定・解職
- ・事業計画、収支予算の承認
- ・事業報告の承認
- ・理事の職務の執行の監督

構成 3人以上22人以内 <任期2年>

- 1名…**会長**(市長)(代表理事(対外的に法人を代表))
- 1名…大分県総務部長
- 16名…副市町村長又は部長(課長)(会長市及び監事を出す市町村を除く)
- 1名…大分県市長(町村)会事務局長
- 1名…学識経験者
- 1名…民間有識者
- 1名…常務理事(評議員会が必要と認める者)

年2回開催
(5月、2月頃)

監督

事務局(令和3年度体制)

基本財産

(出捐金)

¥6,000,000

内訳

大分県	¥3,000,000
県内市町村	¥3,000,000

常務理事兼事務局長(大分県派遣職員)

県職員研修課(8名)

課長(大分県派遣職員)
主幹(大分県派遣職員)
主査(大分県派遣職員)
主査(大分県派遣職員)
主事(大分県派遣職員)
主事(大分県派遣職員)
嘱託職員(2名)

市町村職員研修課(6名)

課長(大分市OB)
主幹(臼杵市派遣職員)
主任(大分市派遣職員)
主任(豊後大野市派遣職員)
嘱託職員(2名)

監事

理事の職務執行の監査

構成3名 <任期4年>

大分県人事課長、副市町村長(市長
会監事)1名、公認会計士

定款(根本規則)

「研修規程」を制定